

# PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

平成 31 年 3 月版

## 第 186 回法律問題研究部会

- 開催日時 平成 31 年 3 月 30 日（土） 午後 1 時～午後 4 時  
 開催場所 PCSA 会議室  
 出席人数 部員 13 名、賛助部員 3 名、オブザーバー 2 名、合計 18 名  
 出席者 <リーダー>  
 荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役  
 <サブリーダー>  
 八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長  
 <部員>  
 辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長  
 玄 昌起 株式会社ダイナム 営業推進部 業務担当  
 生島 靖也 株式会社ダイナム 法務リスク管理部 法務担当  
 佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 部長代理  
 住谷 一真 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 部長  
 吉田 一雄 株式会社 TRY & TRUST 監査  
 小林 浩 株式会社ヒカリシステム 第 1 営業部 ディレクター  
 武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長  
 小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長  
 志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員  
 <賛助部員>  
 國澤 良平 株式会社大商 景品流通システム部 部長  
 石黒 勝 三本コーヒー株式会社 管理部 取締役 統括本部長  
 長嶋 敦志 グローリーナスカ株式会社 BC 部 サブマネジャー  
 <オブザーバー>  
 吉松 真 様 株式会社バックエックス イノベーション CC 事業部 部門責任者  
 伊勢崎 清 様 一般社団法人遊技産業健全化推進機構 理事・事務局長

### 1) 「依存防止対策への取り組み状況を確認する調査」について

説明：一般社団法人遊技産業健全化推進機構 理事・事務局長 伊勢崎 清 様

下記の内容について、伊勢崎清様より説明がされた。

パチンコホールの依存施策の実施状況の確認の為に第三者機関的な組織の調査が必須となり、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以降、機構）が受諾。政府の基本計画が 4 月に閣議決定された後に実運用される。調査では、RSN ポスターの掲示やアドバイザーの在籍の有無などを確認。今後は、依存調査承諾書をホールに送付、ホールからの返送によって調査が可能となる。また、調査結果は 1：行政、2：21 世紀会、または所属されているホール団体、3：依存の第三者機関に調査結果を報告する可能性がある。なお実際の調査は機構の検査員が実施し、調査項目は大 7 項目。現在立ち入り検査と調査を同時に実施する事を想定している。また、部員からは、チェック項目全ての調査にかかる時間や安心パチンコ・パチスロアドバイザー不在

の場合の対応などが質問された。

## 2) パチンコホール広告宣伝 法律ハンドブックについて（仮称）

PCSA 理事会に否認された掲題の提案を刷新、これまでに出示された風営法対策だけでなく依存問題対策も盛り込んだ新たな提案書が起案され説明された。既存の風営法だけでなく IR 対策として必要最小限の広告宣伝を求める都道府県も出てきている。広告宣伝は国民や消費者に何かを伝える手段として非常に重要であり、過剰な広告宣伝や、必要最小限過ぎる広告宣伝ではなく、バランスの取れた広告宣伝が望ましい。その為にもソフトロー的な対応であり得る広告宣伝を考えて行きたい。具体的には、定期的な広告宣伝のレポート作成、各都道府県の広告宣伝規制情報の集積（ホームページ）が提案された。対外的には原則非公開で部会での共有、かつ理事会に上申しないという事で承認された。なお、依存問題対策プロジェクトチームでは既に同内容で承認されている。

## 3) 時代に適した風営法を求める議員連盟 第 1 回遊技機基準等 PT について

平成 31 年 3 月 12 日に開催された掲題の会合内容について説明された。

### 1. 出玉率と依存問題の因果関係について

依存問題対策として著しく射幸心をそそげない為に、平成 30 年 2 月施行の規則改正で出玉を抑制している。なお、出玉抑制の数値的な根拠には、RSN 相談者の 7 割が 1 月に遊技に使う 5 万円という金額、標準的な遊技時間が 4 時間という事から従来の出玉の 3 分の 2 となった、と説明された。

### 2. 遊技機検定基準等（試験の適性化）について

試験指定機関の検定において、規則改正を経て、試験基準を変更、パチンコ 4 時間スロット 1600 回の試験を追加、試験のやり方は変えていない、と説明された。業界団体からは、スロットの旧基準機では通過率が 40%であったのが、現在は 18%強と異常な低さである事。また、スロットの 17500 回の試験は 30 時間の遊技時間に相当しており、パチンコの 10 時間に合わせて欲しいという事。パチンコでは、1 時間試験で 9 割が落ちるが絶対確立の為に工夫の仕様がなく試験運用において対応して欲しいと述べた。

部員からは、認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワークの西村直之代表に否定された「依存と射幸性の関係」、依存対策としての出玉抑制の科学的根拠を示すべきという質疑応答の内容に賛同の声が上がった。

## 4) 消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い依頼（再依頼）について

平成 31 年 10 月 1 日から消費税の引き上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組みを推進している。この活動の一環として PCSA も説明会の開催を昨年より依頼されているが、今回は重ねて依頼させて頂くという内容であった。部会では、内容を確認した後に他ホール団体（全日遊連）の対応をヒアリングするよう事務局に指示が下された。なお、事務局が後日平成 31 年 4 月 1 日、全日遊連事務局に質問したところ、「全日遊連として現時点で説明会実施の予定はない」との回答を得た。

## 3) 性能表示モニタ 本運用について

平成 31 年 4 月 1 日から、パチンコの性能表示モニタ本運用を開始するとの事。具体的には、「性能表示モニタが搭載された遊技機については、部品交換後の点検確認時に行っているホールコンピューターによるベース値

の確認を性能表示モニタの数値の確認に置き換える」というもの。平成 31 年 3 月 18 日の説明会では、以下の内容が説明された。

- 1) 平成 30 年 2 月 1 日以降に型式試験申請を実施するばちんこ遊技機に搭載している「性能表示モニタ」の本運用を本年 4 月 1 日より開始する。
- 2) 実施のタイミングは 2 つ。
  - ①部品交換の際にメーカーが性能表示モニタを確認（新流通制度の一部として運用）。
  - ②ホールが日常点検において異常を発見しメーカーに問い合わせた場合。
- 3) 確認方法
  - ①性能表示モニタの過去 3 クール（b1、b2、b3。各 6 万発）分を確認。3 クール全てが基準ベース値から外れていた場合、計測器具等を用いて遊技くぎを確認する。
  - ②計測器具等を用いて以上があった場合は当該箇所を直し、変更承認申請をする。
- 4) 報告について
 

検査結果については件数のみを日工組に報告。日工組から警察庁の報告の予定はない。
- 5) 性能表示モニタが表示する数値について
  - ・該当する遊技機に bL、b1、b2、b3 の 4 つのベース値が表示されている。bL は現在進行中のベース。b1 は bL のひとつ前の 6 万発のベース値（大当り、確変中、時短中、小当たり RUSH 中は除く）、b2 は b1 の更に 6 万発前、b3 は b2 の 6 万発前。
  - ・ベース値は取扱説明書の設計値一覧内に記載。（例：通常時 30～（35）～40）
  - ・b1、b2、b3 すべてで設計値を外れていた場合にのみ計測器具等で確認する。

なお、部員からは、稼働のない遊技機の場合はホールコンのベース値が用いられる事、ベース値撤廃だが検査は継続する事、日工組による出率の内規変更などの情報が共有された。

#### 4) 管理遊技機の説明会について

平成 31 年 3 月 28 日、日工組、日電協による「新規の遊技機の出玉情報について」いわゆる管理遊技機の説明会が開催されその内容を共有した。

##### 1. 出玉情報等について

###### (1) 目的と要件

目的：「射幸性の抑制」を目的に、「出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入」

要件：「出玉情報等を容易に確認できる遊技機」の要件は、

- ①出玉情報等を一元的に確認できるシステムに接続する
- ②正確に出玉を把握するために、物理的な遊技メダル等は使用せず、遊技メダル等の数を電磁的に記録する。

###### (2) 出玉情報等の確認項目の一覧表

##### 2. システム要件

###### (1) 基本構想

- ・「管理遊技機」用の貸出ユニットと「メダルレス遊技機」用の貸出ユニットの共通化
- ・既存の CR ユニットのインフラの使用

###### (2) 出玉情報等確認システム

##### 3. メダルレス遊技機

###### (1) 期待できる効果

- ・ギャンブル等依存症対策強化
- ・ゴト行為対策
- ・その他

#### (2)遊技フロー

### 4.管理遊技機

#### (1)不正対策について

- ・封入式による既存ゴトの抑制
- ・磁石につかない遊技球による磁石ゴトの防止

#### (2)遊技機本体のコスト削減について

- ・部品の共通化によるコスト削減
- ・共通枠導入による導入コスト削減

部員からは、データを管理するデータセンターの統合、ユニットの実際稼働開始時期、メダルありスロットとメダルレス スロットの併用期間、またその期間中のコストなどについて情報共有や討議がされた。

## 5) 札幌遊協 広告宣伝規制について

札幌遊協より平成 31 年 3 月 26 日に発せられた文書、「パチンコ営業の広告・宣伝及び構造・設備に係わる自主規制規約」の一部改正について情報を共有した。「ほとんどあらゆるイベントの告知、広告宣伝を行ってはならない（イベントは実施して良い）」という札幌遊協の自主規制は、平成 31 年 2 月 1 日から施行されていた。しかし IR 法案に呼応した依存対策の時流に逆行する「非健全経営が散見されるため、「ほとんどあらゆるイベントの実施をしてはならない」という自主規制を平成 31 年 4 月 1 日から施行する事になった。要は、「イベントの告知をしてはいけない」から「イベントの実施をしてはいけない」と厳格化されたという事であった。部会として今後、他都道府県遊協の動向も含めて見守る事とした。

## 6) 法律問題研究部会 質問コーナー 2019.3

### Q1 休憩について

- Q1-1. お客様が休憩から戻らない場合の対応について、運用をしているか。
- Q1-2. 上記の運用について、お客様に対してどのような告知方法を取っているか。
- Q1-3. お戻りにならないお客様との遊技契約を解除する対応を取られている企業は、その法的根拠をどう整理しているか。
- Q1-4. 現行の遊技契約には、このケースにおける遊技契約の解除について明確に記載されていないが、あえて明記する必要があるか。

An Q1-1～Q1-3 まで、各社の対応手法を共有した。なお、Q1-4 の遊技約款への記載については「既に含まれているので無用」という意見と「トラブルになる件数が多いという事であれば追記して問題ない」などの意見が出された。

### Q2 賞品カウンターの無人化について

- Q2-1. 法的規制があるか？
- Q2-2. その場合の根拠等は？
- Q2-3. 一部実施されている店舗もあるようだが、その形態と留意点等は？
- Q2-4. 複数ある賞品カウンターの 1 部を無人化しているケースはあるが、完全無人化はあるのか？
- Q2-5. 将来への見通しは？（現状での見解）

An 賞品カウンターの無人化に関しては、法的な規制はないものの実施して注意を受けたホールがあり、これは相談次第ではないかという意見が部員から出た。なお、完全無人化は業界の人手不足の現状を鑑みて可能性はあるという意見が多数出た。

## 7) 改正健康増進法に係る政省令について

平成 31 年 3 月 19 日「改正健康増進法の施行に伴う喫煙専用室等の設置に係わる構造及び設備の変更の取り扱いについて」として以下の内容が警察庁より発信された。

### 記

#### 1 喫煙専用室等の設置の伴う構造及び設備の変更の取り扱い

健康増進法の施行に伴い、客室における喫煙専用室の設置が必要なものにあつては、次に掲げる要件の**全てに該当する場合に限り**、当該喫煙専用室等の設置は、風営法第 9 条第 3 項第 2 号（**軽微な変更**）として取り扱うこととする。

(1)喫煙専用室等を仕切る壁などについて、同室の内部が同室の外側から容易に見通すことができるものであること

(2)喫煙専用室等の設置及び利用により客室内部の見通しを妨げるおそれがないこと

(3)喫煙専用室等の設置が、健康増進法の施行に伴うものであること

#### 2 届出期間

届出にあつては、風営法施行規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、喫煙専用室等を設置した日から一月(当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては 10 日)以内に、同規定のとおり提出しなければならない。

要は、喫煙ブースを設置する際に変更届を出すか変更承認届なのかという事で、客室内であれば、軽微な変更である変更届が良いというのが変更点という内容。部員からは、喫煙ブースの見通しや柱の太さなどが各地で問題視されており、都度確認すべきという情報を共有した。また、喫煙ブース設置における費用に対して、たばこメーカーである日本たばこ産業株式会社から、サポートを受けられないかという質問が出された。事務局が平成 31 年 4 月 1 日に同社 吉田俊介氏に確認した所、「各所の喫煙所に JT ロゴを掲載し、分煙コンサルティング（無料）はしているが補助を出しているところはない。ただし、例外的にスカイツリーや六本木など『象徴的』なほんの一部の設備には提供している事がある。パチンコホールへの協力について打診してみるが正直厳しい」と回答を得た。なお、同社 吉田俊介氏には、次回 4 月法律問題研究部会にて、改正健康増進法についての講演を依頼している。

## 8) 次回開催

平成 31 年 4 月 20 日（土）

午後 1 時～4 時

PCSA 会議室にて

以上